

指定管理者制度モニタリング会議設置要綱

(設 置)

第1条 指定管理者制度導入施設において施設所管課等が行うモニタリングの実施状況を確認するに当たり、第三者の立場、また、専門的な見地から助言等を求めるため、指定管理者制度モニタリング会議(以下「モニタリング会議」という。)を設置する。

(委 員)

第2条 モニタリング会議は、委員若干名をもって構成する。

2 委員は次の者のうちから知事が選定する。

- (1) 指定管理者制度に関する学識経験を有する者
- (2) 経理に関する識見を有する者
- (3) 法務に関する識見を有する者
- (4) 公の施設の事業内容に精通した者
- (5) 施設利用者代表、その他知事が適当と認める者

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、委員のうちから指定管理者制度に関する学識経験を有する者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第4条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(重大な指摘、意見等の報告)

第5条 委員長は、モニタリングの実施状況を確認し、重大な指摘、意見等があった場合には、当該指摘、意見等について、施設所管課に指摘、意見具申等を行うとともに行政改革推進本部幹事会に報告するものとする。

(庶 務)

第6条 モニタリング会議の庶務は、行政管理課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、モニタリング会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。